

第7編 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和49年11月10日

規則第2号

改正 昭和50年11月25日 規則第1号

平成10年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和40年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の収集、運搬の基準)

第2条 廃棄物の収集、運搬は次のとおりとする。

- (1) 汲取り運搬機器は常に清潔を保ち、容器は密閉できるものを使用すること。
- (2) 容器を洗浄しようとするときは、衛生的施設をして行い河川を使用しないこと。
- (3) 臭気を始め、付近住民に不快感を与えないよう充分留意すること。
- (4) 汲取り前後処置を衛生的に完全にすること。
- (5) 汲取り作業中のほか、みだりに住民に迷惑を及ぼす場所に駐車しないこと。
- (6) 積替えを行う場合は、衛生上公害を生ずるおそれのない場所で行うこと。

(衛生センター以外の場所の利用)

第3条 し尿汲取り後の処理は、次のいずれかに該当する場合は、衛生センター以外の場所を使用しなければならない。

- (1) 投入量の増大によって衛生センターの処理が不可能となった場合は自己処理を衛生的に行うこと。
- (2) 衛生センターの管理上組合長が指示したとき。

(モニター)

第4条 組合は、モニターを設置し、し尿汲取りの適正化等について協力を求めることができる。

附 則

この規則は、昭和49年2月1日から適用する。

附 則（昭和50年11月25日規則第1号）

この規則は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第2号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。